

東京都男女平等参画審議会  
第4回配偶者暴力対策部会

(令和3年度第4回)

令和3年11月30日

生活文化局

1 日時

令和3年11月30日（火）午前10時00分から11時44分まで

2 開催場所

都庁第一本庁舎33階北側特別会議室N6

3 会議次第

（1）開 会

（2）審 議

・答申（案）について

（3）その他

（4）閉 会

4 出席委員（50音順）

太田晃弘委員、佐々木真紀委員、田村伴子委員、藤森和美委員、宮地尚子委員

(午前10時00分 開会)

○赤羽部長 お待たせしました。本日は、お忙しい中、御出席くださいますありがとうございます。私、生活文化局男女平等参画担当部長の赤羽でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

男女平等参画審議会第4回配偶者暴力対策部会の開会に先立ちまして、何点か注意事項を申し上げます。

本日は、宮地部会長代理におきましては、御都合により、オンラインにより御参加いただいております。そのため、お手元のタブレット、モニターを使いながらの進行となりますので、御了承いただきたいと思います。

皆様の声は、会議室中央の集音装置から宮地部会長代理に届きますので、本会議室にいらっしゃる委員の方が御発言される場合には、お手元にマイクを置かせていただいておりますので、このマイクを使って御発言いただきますようお願いいたします。

事務局からの注意事項は以上でございますので、ここからの進行は、藤森部会長にお願いいたします。

○藤森部会長 部会長の藤森です。よろしくをお願いいたします。

では、これより、第4回配偶者暴力対策部会を開会いたします。

まず、本日の出席状況について、事務局から報告をお願いします。

○赤羽部長 本日は、全委員御出席でございます。先ほども申し上げたとおり、宮地部会長代理につきましては、オンラインでの御参加となります。

東京都男女平等参画審議会運営要綱第5に定める開会に必要な定足数に達しておりますことを御報告いたします。

○藤森部会長 次に、審議会及び会議録の公開・非公開につきまして確認いたします。

東京都男女平等参画審議会運営要綱第11によりまして、審議会の会議は、公開で行うものとする。ただし、審議会の決定により一部非公開の取扱いとすることができる旨の規定がございます。本日は、先日実施いたしました都民意見募集に寄せられた御意見について、主に議論することとしております。そのため、本日の部会は原則公開で行わせていただきたいと思います。なお、個人が特定されるおそれのある事例などを扱う場合には、非公開にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○藤森部会長 次に、議事録の取扱いについてです。

議事録は、全文氏名入りで、ホームページで公表いたします。議事録の作成方法ですが、事務局で議事録（案）を作成し、発言者の皆様に御確認をお願いいたします。最終的な確認は、私、部会長に一任ということにさせていただきたいと思っております。なお、個人情報に関わる事項等がある場合は、御発言者、部会長及び事務局とで、御相談させていただきたく存じます。

それでは、会議次第の2に入らせていただきます。

9月24日の第2回総会、各委員からの御意見を踏まえ、「中間のまとめ」を取りまとめ、10月18日から11月16日まで都民意見の募集を行いました。本日は、都民の皆様からいただいた御意見を踏まえた対応（案）について、部会委員の皆様で御議論くださいますようお願いいたします。

それでは、まず、中間のまとめに対する都民意見及び対応（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

また、今回多くの御意見をいただいた、性・暴力表現への対応に関する部分については、多角的な視点からの検討が望ましいため、男女平等参画部会においても議論していただいております。こちらについても、併せて事務局から説明をお願いいたします。

○菅野課長 男女平等参画課長の菅野でございます。よろしくお願いいたします。

「中間のまとめ」に対する都民意見及び、対応（案）について御説明いたします。

資料4を御覧ください。

都民意見募集は、先月、10月18日から今月16日まで行い、配偶者暴力対策基本計画関係に対して1,769件、女性活躍推進計画関係に対して338件の意見が寄せられております。

では、まず、都民意見募集の結果、特に多くの意見が寄せられました性暴力表現等への対応に関して説明をいたします。

参考資料1、「性・暴力表現等への対応に関する記載経緯について」を御覧ください。

①配偶者暴力対策基本計画関係5ページ、「3、暴力のない社会の実現に向けて」丸の二つ目になりますが、「暴力表現や配慮を欠いた性表現を防ぐなど、メディア等における人権の尊重を確保するとともに、スマートフォンの普及に伴うSNS等の利用によるトラブルや、被害に対する対策に取り組むことも重要です。」という表記につきまして、特定の意見や感じ方に基づいて際限なく表現を抑止できてしまうなどの意見が寄せられております。

次ページ、②でございます。

中間のまとめ、53ページ、「V、性・暴力表現等への対応」丸の一つ目に、「表現の自由を十分に尊重しつつ、表現される側の人権や性・暴力表現に接しない自由、マスメディアや公共空間において、不快な表現に接しない自由にも十分な配慮を払う必要があります。」につきまして、不快な表現に接しない自由が曖昧などの意見が寄せられております。

③、同ページ丸の二つ目、「グローバル化に伴い、ビジネスや観光で来日する外国人が増えている中、性・暴力表現について、国際的な視点を持つことも大切です。」につきまして、国際的な視点が曖昧などの意見が寄せられております。

次ページ、④中間のまとめ54ページ、取組の方向性、丸の一つ目、「メディア事業者自身による暴力や性表現の自粛等、自主的な取組を促すことが必要です。」につきまして、表現の自由の制約につながるなどの意見が寄せられております。

当該記載内容につきましては、③以外は、平成19年3月に改訂いたしました男女平等参画のための東京都行動計画チャンス&サポート東京プラン2007から同様の記載がございます。当該箇所の記載意図でございますが、メディアの提供する情報の中には、性別役割分業に基づくステレオタイプの男女像や、女性の性的側面のみを強調した内容の表現等も見受けられ、繰り返し表現されることで意識の中にすり込まれてしまうこと、過激な性暴力表現により、不当に女性の人権がおとしめられること、また、男性も女性も各人が互いの特質を十分に理解し合い人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持つことが大切であることなどの問題意識から記載をさせていただいております。

なお、当該箇所については、これまでの計画改定の際にも同様の意見が寄せられたことがございましたが、当時の審議会の議論を経て次ページ以降のとおり、一部文言を修正しながら掲載をさせていただいております。

次に、資料4-1を御覧ください。

こちらは、御説明した性・暴力表現等への対応に関する都民意見と対応（案）についてまとめたものでございます。御意見については、多くの意見が寄せられたため、主な意見について記載をしております。

①、項番1から10の御意見への対応（案）については、項番10の下に修正案を記載をしております。

②、項番11から36の御意見への対応（案）については、項番36の下に修正案を

記載をしております。

③、項番 37 から 49 への御意見への対応（案）につきましては、記載の要否及び修正する場合には、どのような文言が適切か部会において御議論をお願いしたいと思っております。

④、項番 50 から 66 の御意見への対応（案）につきましては、項番 66 の下に修正案を記載をしております。

⑤、項番 67 から 103 番につきましては、①から④以外の箇所について寄せられた都民意見と、都民意見に対する対応（案）とその考え方について記載をしております。対応（案）につきましては、四つの区分に整理をしております。都民意見の趣旨を踏まえ、本文を修正するものを追加修正としています。既に、本文に記載されている、または、趣旨については、既に本文に盛り込まれているものは、反映済みとしています。

個別施策に関する御提案で、事業実施に当たり、参考とさせていただくものは、個別施策としています。御意見として受け止めさせていただくものについては、意見としております。

次に、参考資料の 2、「第 5 回男女平等参画部会における主な意見、性・暴力表現等への対応」についてを御覧ください。

今回、多くの御意見をいただきました、性・暴力表現への対応に関する部分については、部会長からもありましたとおり、多角的な視点からの検討が望ましいため、昨日開催されました男女平等参画部会においても議論していただいております。男女平等参画部会の委員からは、修正案については、事務局からの提示されている案でよい、行政機関として表現を規制していこうと取れる表現に対して、敏感になる方もたくさんいるなどの御意見をいただいておりますので、この後の御議論において、参考としていただければと思います。

次に、資料 4-2 を御覧ください。

こちらは、性・暴力表現等への対応以外の箇所について寄せられた都民意見と、都民意見に対する対応案とその考え方について記載をしております。

対応（案）については、先ほどの四つの区分に整理をしております。

次に、資料 5 を御覧ください。

こちらは、先ほど、資料 4-1 及び 4-2 で修正案をお示ししたものと及び、追加修正としたものについて、修正箇所を一覧にしたものになります。本日は、時間も限られて

おりますので、主立った箇所について御説明をいたします。

1 ページ、上から二つ目、資料 4-2 の 11 番です。

「男女間の暴力」とだけ言及すると、同性間の性暴力等への施策が欠落しかねないとの御意見を踏まえ、本文 5 ページ、3、暴力のない社会の実現に向けて五つ目の丸につきまして、赤字のとおり修正する案としております。

次に、資料 4-2 の 19 番でございます。

一生かかっても回復できない傷という表現は、被害者の自己回復力を削ぐ言葉であるとの御意見を踏まえ、本文 5 ページ「3、暴力のない社会の実現に向けて」一つ目の丸につきまして、赤字のとおり修正する案としております。

事務局からの説明は以上となります。

○藤森部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明を踏まえて、御意見等をいただきたいと思います。

議論の進め方ですが、まず、都民意見が多く寄せられた「性・暴力表現等への対応」に関わる部分について先に議論をしたいと思います。その後、その他の御意見について、項番ごとに順番に確認していきたいと思います。

都民意見以外の御意見等については、最後に時間を取りたいと思います。

なお、本日は時間が限られている中で、全ての項目について検討する必要があります。そのため、具体的な修正案について御議論をお願いしたいと思います。

では、まず、性・暴力表現等への対応について意見が寄せられた箇所についてです。

掲載箇所を申し上げます。資料 4-1、1 ページ、答申案では、5 ページ目、「第 1 部基本的考え方」「3、暴力のない社会の実現に向けて」の該当部分。記載内容、「また、暴力表現や配慮を欠いた性表現を防ぐなど、メディア等における人権の尊重を確保するとともに、スマートフォンの普及に伴う SNS などの利用によるトラブルや被害に対する対策に取り組むことが重要です。」について。資料 4-1、2 ページ目、項番 10 の下、「対応の考え方」のとおりです。修正案「また、メディア等における人権の尊重や男女平等参画の視点を確保するとともに、スマートフォンの普及に伴う、SNS などの利用によるトラブルや被害に対する対策に取り組むことも重要です。」が示されています。御意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

○田村委員 まず、事務局のほうの修正に関して、どのような意図で変えたかというのを

伺いたい部分があります。資料4-1の1の一番下に、「暴力表現や配慮を欠いた性表現を防ぐ」などを消して、「男女平等参画の視点を確保するとともに」とありますが、男女平等参画の視点というのがどういうことを指すことになるのか、何か曖昧になるような気がするんですが、事務局のほうでは、ここをどういう意図で入れられて何を示しているのかをもう少し御説明いただけますでしょうか。

○菅野課長 事務局でございます。今の御質問でございますけれども、今回、「暴力表現や配慮を欠いた性表現を防ぐ」というところが基準が不透明であり、心理的な規制につながりかねないといったような御懸念が多数寄せられたというふうに認識しております。そのため、その表現を削除させていただいた上で人権の尊重や、男女平等参画の視点を確保するというところの表現に改める案としております。

○田村委員 ありがとうございます。私個人としましては、これについては、難しい問題も含んでいると理解していますが、都民の意見にもありますし、また、内閣府の第五次の計画では、例えば「違法な性暴力表現の流通等」という表現で、踏み込んだ形で入れていると思います。私は、個人とすればそのぐらいの表現を入れることによって、女性やあらゆる人への暴力に関わるこの表現等について共通の認識を持つというのを明確にしたほうがいいのではないかなと思っております。いかがでしょうか。

○藤森部会長 資料4-1の6番のところの御意見の中に、第五次男女平等参画基本計画の中で、国のほうで「違法な性暴力表現の流通等を禁止する」となっていて、不適切な性暴力表現を変更したと書かれているので、それを同じにすることができればということではよろしいですか。

○田村委員 そうですね。第五次基本計画では、第五分野のところの最後の「インターネット上の女性に対する暴力等への対応」の中に、そういう表現が入っています。

○藤森部会長 太田委員、お願いします。

○太田委員 まず、前提なんですけれども、表現の自由は憲法上とても大事だとされていて、とても大切なことには間違いありませんけれども、他方で、「公共の福祉」による内在的制約に服するともされています。要は、絶対無制約に認められるものでもないというのは、憲法学上言われているところです。今回の件に関しても、「違法な」とつくのであれば、それは違法なので、田村委員がおっしゃるような規制の仕方、文言は十分あり得ると思えました。

○藤森部会長 では、その点の表現について再考していくというところではよろしいでしょ

うか。

(異議なし)

○藤森部会長 次に進めたいと思います。

次に、記載箇所、資料4-1、3ページ目、答申案では、54ページ目、「V、性・暴力表現等への対応」「現状・課題」の一つ目、記載内容「表現の自由を十分に尊重しつつ、表現される側の人権や性・暴力表現に接しない自由、マスメディアや公共機関において、不快な表現に接しない自由にも十分な配慮を払う必要があります。」について、資料4-1、6ページ目、項番36の下、「対応の考え方」のとおり、修文案「マスメディアや公共機関における性・暴力表現について、表現の自由を十分に尊重しつつ、人権や男女平等参画の視点を踏まえ、情報の受け手にも配慮を払う必要があります。」が示されています。御意見等がありましたら、挙手をお願いいたします。

ここでは、不快な表現という文言が不快とはどういうことを示しているのかという御指摘が多かったかなと思うんですけども。

宮地先生、御意見お願いいたします。

○宮地委員 これを読み直すと、表現される側の人権やという後の話があるんですけど、「表現の自由を十分に尊重しつつ」は、その表現をする側で、表現される側の人権は、表現される側の話で、その後の「性・暴力表現に接しない自由、マスメディアや公共空間において不快な表現に接しない自由」というのは、見ている側ですよ。一番大事なのは、表現される側の人権が守られることというのが一番重要であり、独立してそこを強調したほうがいいんじゃないかというふうに私は思いました。

もちろん、表現の自由は大事だけれども、表現される側がもちろん、同意もなく勝手に載せられて、人権を侵害され、また、非常に恐怖を感じて、精神的に非常にダメージを受けたり、中には、自殺とかする人もいなくはないわけですよ。その表現される側の人権が守られることが何よりも大事だということを強調して、その後の一般の人たちのところは弱めてもいいんじゃないかなと私は読んで思いました。

○藤森部会長 ありがとうございます。とても貴重な御意見だと思います。このところ、表現される側とする側が並列的に書かれているんですが、特に文言を独立させて、表現される側の安全を守る、人権を守るという形を第一義的に強調したほうがいいのではということで、宮地先生のほうはよろしいでしょうか。

田村先生、どうぞ。

○田村委員 私も宮地委員の御意見に賛成です。それに関して、次のグローバル化という部分にもつながるかと思うんですけども、欧州評議会が採択したイスタンブール条約というものがあります。その条約は、女性に対する家庭内暴力に関するものですが、今年10月20日に欧州評議会の専門家グループが、「女性に対する暴力のデジタル側面についての一般的な勧告」というのを出しています。その中に、表現される側の自由が尊重されるべきということに関して、分かりやすい具体的な内容として配慮すべきだという内容があって、例えば、オンラインでのセクシュアルハラスメントとか、裸、もしくは、性的な画像・ビデオを同意なくシェアする、シェアすることを脅すとか、性的に害のある画像・ビデオなどを同意なく撮影、製造、取得することをオンラインで行なわれる女性・女兒に対する暴力とする、と書かれています。こうした形で、女性、また、あらゆる人に対しての暴力のデジタル的な、表現的な側面に対して、グローバルスタンダードな考え方を提示している。それがやはり、今、宮地委員がおっしゃった表現される側の自由が本当に尊重されなければいけないという部分につながると思います。貴重な御意見だと思うので、入れていただきたいです。

○藤森部会長 よろしいでしょうか。

佐々木委員、お願いします。

○佐々木委員 ありがとうございます。私も賛成です。現実には、やはり、人権侵害されている女性の支援をやっている民間団体の報告も見ましても、声を出せない人たちが大量にいるということを私たちは知らなくてはいけなくて、その被害者をつくるという、その存在があるという段階でやはり、表現される側の人権が守られていないという現状をもう一度私たちは認識しなければいけないと思っていますので、ぜひ、この表現される側の人権が守られることが前提にあつての表現の自由であってほしいと思っています。よろしくお願いします。

○藤森部会長 太田委員、いかがですか。

○太田委員 私も同感です。「人権の内在的な制約が・・・」という話をしましたけれども、要は、ほかの人の人権との間で調整をする場面が当然出てくるので、そこで内在的な制約に服するというのが、よく憲法で議論されているところかと思えます。そのため、表現される側の人権侵害なり、権利侵害なりという側面も当然出さないと、「何で表現の自由だけ絶対的に認められるのか」「何でもかんでも表現していいのか」という話になってしまうので、そこはむしろ書いておいたほうが私もいいと思います。

○藤森部会長 ありがとうございます。その点、よろしくお願ひいたします。

では、次の項目に移りたいと思います。

次に、記載箇所、資料4-1の7ページ目、答申案では54ページ目、「V、性・暴力表現等への対応」「現状・課題」二つ目です。

記載内容、「グローバル化に伴い、ビジネスや観光で来日する外国人が増えている中、性・暴力表現について国際的な視点を持つことも大切です。」について、記載内容の要否及び、記載する場合には、どのような文言が適しているか御意見を願ひいたします。

宮地先生、願ひいたします。

○宮地委員 ここもグローバル化に伴って、ビジネスや観光で来日する外国人が増えているからこういうことをしなければいけないわけではなくて、グローバル化に伴い、ネットでは様々な被害が出ており、被害者からすると被害内容の写真や様々な動画が、ほかの国でも使われたりということがあり、日本にいる外国人の方や、海外にいる外国人の方が日本のネットで被害に遭うこともあるわけで、そういう意味で国際的な視点を持つというか、既に国際的にネット上はなっているんだということを踏まえた上で、ここも表現される人たちの人権を守っていくべきだということを強調したほうがいいんじゃないかと思います。国際的に定められたガイドラインを重視することも大切だと思います。内容のほうがいいのではないかと思います。

○藤森部会長 先生、特に、外国人というような文言を入れなくてもというか、何か国際的にというようにところのほうがいいのでしょうか。

○宮地委員 これだと、現実に来日する外国人が増えているということを言っていますがネット上の問題のほうがいいのではないかと思います。

○藤森部会長 表現のところですね。表現となると、どうしてもネット上というようにところに集約されるかもしれないということでしょうか。

○太田委員 そうすると、「グローバル化に伴い」で、その後の点から点までの間を削除みたいなものでもいいという感じですかね。そうすると、いろんな要因で国際的な視点を持つことも大切だという話につながるみたいな感じですかね。

○藤森部会長 ちょっと身近な話で言うと、オリンピック開催を機会に、いわゆるコンビニでのポルノグラフィックみたいな物の販売というのは全て禁止になったんではないかしら。

○菅野課長 禁止にはなっていなかったかとは思いますが。もともと青少年健全育成条例で

区分陳列の徹底とかの取組はさせていただいております。

- 藤森部会長 分かりました。海外の方はすごくびっくりすると。子供が出入りするところにああいうヌードのようなものが普通に子供の目に触れるというのは、びっくりされるというのはありましたよね。

ここのところを国際的な視点を持つことでということで、先ほどのイスタンブール会議でのことなども踏まえた形でいけばいいかなというふうに思います。

次に進んでよろしいですか。

(異議なし)

- 藤森部会長 それでは、次に、記載箇所、資料4-1の9ページ目、答申案では、55ページ目、「V、性・暴力表現等への対応」「取組の方向性」の一つ目、記載内容「メディア事業者自身による暴力や性表現の自粛など、自主的な取組を促すことが必要です。」について、資料4-1の11ページ目、項番66の次、「対応の考え方」のとおり、修正案「メディア事業者自身による倫理規定の遵守など、自主的な取組を促すことが必要です。」が示されています。御意見などがありましたら挙手をお願いいたします。

どなたか御意見ありますでしょうか。

宮地先生。

- 宮地委員 この文章の「公共の場における」ということが、そのさっきもそうなんですけど、グローバル化の話も公共の場における性・暴力表現についてだということをやんと書いておいたほうがいいような気がしましたし、ここでも暴力や性表現そのもの全体がというよりも、やはり、公共の場でそれがされるのがよくないということですよ。それが分かるように書いておいたほうがいいのかと思ったのと、ここでは法の遵守は当たり前だから書いていないんでしょうか。「法の遵守はもちろんのこと」みたいな一言あってもいいのかなと思ったり、当たり前だから書かないのか、ちょっと知りたいと思います。

- 藤森部会長 恐らく、公共となると、公共電波ということになったら、テレビなどになるんだと思うんですけども、今、インターネットでの番組づくり、テレビや映画ではできないようなことを、ネットは自分で進んで入っていくので、そこは自由なんだよという形で、とても表現の仕方がテレビなどに比べると露骨かなというところはあるので、その辺は、公共ではないというふうにするのかということはあるし、いかがですか、先生、法律的には。

○太田委員 法律的に、「公共とは何か」みたいな定義はあまり、私は見たことないんですけども、ただ、インターネットもある意味、誰でもアクセスできるという意味では、公共に近い存在と言っていいようには思います。

○藤森部会長 田村委員、どうぞ。

○田村委員 今のインターネットに関わるところで、先ほどちょっと出させていただいたイスタンブール条約監督している欧州評議会専門家グループの「女性に対する暴力のデジタルの側面の勧告」に入っている言葉に、「インターネットの仲介業者に対してコンテンツモデレーション、不適切なコンテンツの監視及び対策のためのインセンティブを提供する」等があります。これが「公共」がするということだと思えます。このことから考えると、やはり、メディア業者だけではなくインターネットの部分も、公共のところに入れていく必要があるのではないかなと私は考えます。

○藤森部会長 そうですね、Y o u T u b eなんかは結構、あれをしてはいけない、これをしてはいけないみたいなどころ、あるみたいなんですけれども、その辺も視野に入れていきたいと思います。宮地先生、そのところでよろしいでしょうか。

○宮地委員 はい、大丈夫です。

○藤森部会長 次に、資料4-1、12ページ目以降、項番67から103については、「V、性・暴力表現等への対応」に関し、これまで御議論いただいた論点以外の御意見と対応案になります。なお、項番69から78は、オンラインゲームの記述は削除、82から83については、修正案を示しており、御意見がありましたらお願いします。

まず、オンラインゲームのことについて記述を入れた理由としましては、オンラインゲームが世界の人たちとつながったりしながらできるゲームということの一つあるんですけども、現実的には、そこでのチャットなどで性犯罪者が小学生に近づいて、親、保護者の方はゲームをしているので安心しているんですけども、そこで相談相手になったり、自分は同学年の女の子だよと言ってみたり、いろいろ人生相談、悩みを聞いてあげたりすることで、呼出しを受けて、直接会ってしまって、性暴力被害に遭うという案件が決して少なくはないということが、いろいろ警察等での事案を聞いているとありますし、直接支援をした経験があるんですね。

オンラインゲームが悪いということではなくて、もちろんSNSやインターネットもそれ自体が悪いわけではないんですけども、一つ注目すべきは、ゲームにそういうリスクがあるんだということを一般の方がどれだけ御存じなのかというところはありま

す。被害を受けた子供の保護者が加害者とオンラインゲームで交流したことを後で聞いてびっくりするというようなことがございましたので、オンラインゲームを独立させたんです。アプリということの意味も、一般の方々は、すごく詳しい方もいらっしゃるでしょうけれども、どこまでを、何をアプリというふうに考えていらっしゃるのかなというところも一つあったので、記載のほうはさせていただいたんですが、オンラインゲームをあえて書くということに対して理由があるのかということに関して言うと、現状、そういうところで被害が出ているということはあると思います。

田村委員、お願いします。

- 田村委員 「オンラインゲーム」という言葉だけで書かれているんですけども、私たちが部会を始めた以降、コロナ禍でネット上で子供たちを手懐けて性的な対象にするという、グルーミングというのが出てきたと思うんですね。本当に時々刻々どんどん変わっている中で、それこそオンラインゲームで知り合って、ゲームやアプリを通して子供たち、それは子供だけではないですけど、非常に危険にさらされているという状況が増えていると思うので、全て削除というのではなく、文言をどうしたらいいかというのは今すぐ出ませんが、ここを現状に合わせてやはり入れ込んでおくことは必要な気がします。現状と課題の部分ですので。いかがでしょうか。
- 藤森部会長 現場ではすごく危機感がありますよね。大人の方もそれで被害に遭いますし、ましてや子供さんたちは本当に性暴力被害に遭ってしまったり、拉致されてしまったり、連れ回しがあったりということがあるので。
- 田村委員 私も相談を受けていて、男性からの相談も受けていますが、男性がこれで被害に遭ったということもあり、被害者は女性や子供だけではない現状があります。コロナ禍で人々が孤独になって分断されている中で、つながりたい気持ちが利用され、性的な対象にされて被害に遭うということになっているので、やはりそういう視点は大事じゃないかなとは思っています。
- 藤森部会長 一般の方にアプリって言うだけで全て伝わるのかなというのは心配なところがあるので、その辺の表現を考えていただければいいかなと。別にオンラインゲームを敵視しているわけではないですし、SNSだって発信力という面では非常にいいものもありますし、インターネットも。その側面ということですよ。若い方たちはアプリの中にオンラインゲームが入っているというふうに、すぐにお感じになるのかもしれませんが、その辺のジェネレーションの問題とか、いろいろあるところがあるのかなと

いうところもありますので、表現のところを考えていただければ。

○赤羽部長 事務局ですが、田村先生、今おっしゃられた被害、ネット系で被害が増えているというようなデータみたいなものは、何かもし御存じでしたら御教示いただければと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○藤森部会長 私も探してみます。

よろしいでしょうか。宮地先生、お願いいたします。

○宮地委員 実態って分かりにくいと思うんですけど、番組名を出していいのか分かりませんが、NHKのクローズアップ現代でいろいろ特集をやっているみたいで、私は番組そのものは見ていないんですけど、ネット上にも番組内容を結構詳しく書かれていて、それを見るとやはりネット上でグルーミングを受けて、子供たちが被害に遭ったりとかがあるというルポがあり、そういうのを活用するのも大事でしょうし。

これまでも出てきたと思いますけど、まさに埋もれている被害というか、東京都のほうで実態調査をしていただくということが非常に重要なんじゃないかと思うんですね。もちろんパブリックコメントは大事なんですけど、それを書いている方々が恐れている都の規制とか、それはそれで大事なんですけど、被害を受けて声を出せない方たちとか子供たちとか、特に内容がこういうことだと警察にも言いづらかったり、いろんなことがあって声を出せない人たち、おびえている人たちというのは多くいると思って、その人たちはパブリックコメントなんかを書かない、ネットそのものをもう避けたりもしているかもしれないので、そういう意味でも実態調査的なものをしていただけるとありがたいなと思います。

○藤森部会長 ありがとうございます。

まずは警視庁とか県警とかのレベルで、どのぐらいの件数が上がっているか、要するに被害届が出ているような案件でという、氷山の一角かもしれないですけども、そういうところを数として上げていくこと、メディア等を通して、番組とか雑誌の特集やNPOさんの活動の数の中でどういうケースがあるか、みたいなことを示していただくことで、少し具体化するかなと思いますので、よろしく願いいたします。宮地先生、ありがとうございます。

続きまして、性暴力表現等への対応以外の御意見について、資料4-2のほうに移ります。「都民意見及び対応案一覧」の項番ごとに順番に確認していきたいと思います。

まず、資料4-2、項番1から22「基本的考え方」、答申案では1ページから8ペ

ージに関する都民意見について御意見等がありましたら、挙手をお願いいたします。なお、項番10、11、19については修正案を示しております。御意見がございましたらお願いいたします。

○藤森部会長 上の3ページのところは男女間の暴力になっていて、下の5ページのところで男女間を消して「このようなあらゆる暴力の根絶」というふうにしているんですけども、そこはどうでしょうか。

○太田委員 同性間の性暴力のことをどちらも配慮して、このような表現文にしたという理解でいいですかね。

○藤森部会長 3ページの男女間を取ってもいいということですか。3ページの対応の考え方のところ、「配偶者暴力をはじめとするあらゆる暴力の」というふうにしたほうが統一性が取れるのかなというふうに思いますが。

○太田委員 「あらゆる暴力」だと、今度はおよそ全て網羅しちゃうから、あらゆる性暴力とか、そんな表現ぶりかもしれないですね。

○田村委員 これは「男女間の暴力」だけではなくて、やはり意見にも同性間のというのが入っているので、「男女間の暴力」だけではなく「同性間の暴力も含め」というふうに入れるというのは駄目なんでしょうか。

○藤森部会長 難しいですね。男女ではないみたいな、ジェンダーレスみたいな人もいるので、なかなか……。

○田村委員 そうですね、こここのところの表現は確かに難しいですが、「あらゆる」にしちゃうと、すごく広がってしまう。

○藤森部会長 広がってしまうので、「男女、同性など」にしますか。これ、全部にかかってきますよね。

「配偶者暴力をはじめとする男女間、同性間の暴力や性暴力、ストーカー行為等」、ここにまた「等」が入るんですね、「犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。」。「男女間、同性間」で区切ることで、含みを持たせない感じにするのか。

そうすると、その下、5ページのほうは、ここでは「あらゆる暴力」になってしまうんですけども、よろしいですかね、「暴力のない社会の実現に向けて」のところは。

同性間の性暴力等も重大な人権侵害であるという御意見が出ているので、「同性間」を入れますか。どうでしょうか。

○太田委員 そうすると、「性暴力」という表現の中に全部入っているという理解でいい

気もします。

○藤森部会長 対象を入れないということですか。

○太田委員 修正自体も、この御意見に沿った修正なんですよね。御意見自体がこういう修正にしたほうが良いという御提案のようなので、これでも良いのかなという感じもしなくはないんですけど。

○菅野課長 事務局でございます。

1点、補足させていただきますと、項番11の「このような」という表現につきましては、本文の5ページの「暴力のない社会の実現に向けて」の五つ目の丸の位置に入っています。1から4の間でいろいろ、配偶者等暴力、性暴力云々に触れた上で、それを受けるような形になっておりますので、11番のほうは「このような」という形で大丈夫ではないかというところでの修正になってございます。

今、画面上に出ているのは、本文のほうの資料になります。

もう少し上に行っていただくと、一つ目の丸のところ「配偶者等暴力、性暴力、ストーカー行為やセクシュアル・ハラスメント等」と、例示をさせていただいております。

○藤森部会長 英語では最近「親密なパートナー間」というような表現で、配偶者や、恋人を含めているんですが、法律上は配偶者なんですよね、ここは。

少しこのことについては今すぐいいアイデアが出ないので、ちょっとペンディングという形で、先に進めさせていただきます。

それでは次に、第2部のI、配偶者暴力対策の「1、暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見」対応案の項番23から30、9ページから15ページ目について、御意見がありましたら挙手をお願いいたします。項目26、27については修文案を示しております。御意見がございましたら、お願いいたします。こちら、タブレットのほうに修文案を示していただいております。

○田村委員 27の修正案の右のところ、一番下が全てカットになっているんですけども、この部分は実際に相談しなかった人たちがいて、相談しなかった理由、原因について書かれていた部分だと思うんですね。ここは、私はカットしないほうが良いと思います。令和2年の内閣府の調査でも、相談しなかったというのは女性が41.6%で、男性が57.1%との結果がでています。男女というのであれば、両方書いておけばいいし、また、次の文面で、相談しなかった理由ということについても、実際に自分が被害者だと思わなかった、つまり認識していないというのが女性が46.7%、男性が5

0.4%あります。自分に悪いところがあったというのが女性が26.1%、男性が41.6%、つまり自分のほうに非があると考え、暴力だと認識してないという調査結果があります。男女両方のことを書けば、ここはカットしないで済むし、逆に相談しない人たちがこれだけ多い、理由はこうだということが分かるのではないかなと思います。

○藤森部会長 かなり具体的に、何年の調査になりますか。

○田村委員 令和2年です。内閣府の男女間の暴力の調査です。

○藤森部会長 「内閣府の調査によると」という形で、そこを載せていただければ、男女ともに数字が出てくるし、理由も分かってくる形になりますね。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

これでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○藤森部会長 次に進めさせていただきます。

次に、「2、多様な相談体制の整備」項番31から36、答申案では16ページから23ページについて、御意見がありましたら挙手をお願いいたします。なお、35、36については修正案を示しております。御意見がございましたら、お願いいたします。どうぞ、佐々木委員。

○佐々木委員 「外国人の被害者など」ですが、「日本語を話せない人に対しては相談シート等の活用により相談対応の充実を図る必要があります」というところなんですけど、外国人被害者に私は結構対応しているんですけど、話せるんですけど読めないとかという人たちがたくさんいて、話せない方だけではないほうがいいのかないかなというのがありますので、日本語の理解が不十分な人だとか、そういったマルチな対応でないと、シートだけでは難しいのかなという感じがしますので、ここの記載を厚くしていただければうれしいです。

○田村委員 今、外国人の対応が本当に増えている中で、通訳がなかなかつかない、つけられない現状では、相談員が何か国語も自動翻訳できるタブレットを使いながら何とか進めている現場がありますので、文章として「相談シート等」にはなっていますがけれども、翻訳タブレットを使って、みたいなことも入れて、具体的に多様な対応を考えていただきたいとは思いました。

○藤森部会長 そうですね。とても便利なものができているので。

また、「日本語が話せない」ではなくて、話せるけど、漢字が読めないということに

なると、英語圏だけではないでしょうから、「日本語を十分に理解するのが難しい」とか、ちょっと含みを持たせた感じで。

○田村委員　そうですね。在住する外国籍の被害者の多くは日常会話は話せるんですよね。けれども、少し複雑な内容や法律的なことについては、そこで話して分かったつもりになっていると、実は分かっていないことがたくさんあって、後でトラブルになったり、御本人の不利益になったりことがあるので、丁寧な表現のほうがいいと思います。

○藤森部会長　そうですね。ちょっとそこは表現の転換をお願いいたします。

よろしいですかね。では、次に、「3、安全な保護のための体制の整備」項番37から47、答申案では24ページから28ページについて、御意見がありましたらよろしくをお願いいたします。修正案はないという形です。

よろしいでしょうか。

(なし)

○藤森部会長　それでは、次に進めさせていただきます。

次に、「4、自立生活再建のための総合的な支援体制の整備」項番48から51、答申案では29ページから37ページについて、御意見等がありましたら挙手をお願いいたします。ここも修正案がないところでございます。

(なし)

○藤森部会長　では、次に進めさせていただきます。

次に、「5、関係機関・団体等の連携の推進」「6、人材育成の推進」項番52から58、答申案では38ページから43ページについて、御意見等がありましたら挙手をお願いいたします。

(なし)

○藤森部会長　では、先に進めさせていただきます。

次に、「Ⅱ、性暴力被害者に対する支援」項番59から83、答申案では47ページから49ページについて、御意見がありましたら挙手をお願いいたします。かなり具体的な施策を御希望されている御意見が多かったようなのですが。

宮地先生、お願いいたします。

○宮地委員　ちかん対策強化への要望がたくさん出ていて、ごもつともなところはたくさんあると思うんですけど、「御意見として承ります。」だけで流されていて、いいんだろうかというのがあって、もうちょっと盛り込んでもいいのではないかと私は思います。

た。

それから、性暴力やストーカーについても、被害者の支援だけじゃなくて、加害者に対してというのも大事だなと、さっき読んでいて思いました。74辺りの、若年層における啓発だけじゃなくて、加害者側の意識変容を促す啓発とか、犯罪を防ぐための罰則でいいのか分からないけど、規制や手段があったほうがいいということは、入ってもいいのかなと思いました。

○藤森部会長 ちかん行為、あと加害者更正プログラムのことについて、もう少し一歩踏み込んで書いたほうがいいのかという宮地委員の御意見がありました。

何か加えらしたら、どんな文言になりますか。

○赤羽部長 事務局でございますが、ちかん対策については犯罪ですので、警視庁が加害者対応をしまして、被害者については犯罪被害者のほうでケアすると。東京都で言えば、都営交通を持っていますので、都営交通の中のちかん対策というのは交通局で対応しているところがあるんですが、加害者にどこが、何ができるというのは、東京都の中では難しいかなと。

○藤森部会長 そうですね。何というか、警察マターになったものに対してコミットできるものではないし、ちかんしている人が自ら盗撮やちかんをしてしまうのを治したいと、依存症プログラムで、医療にかかられる方もいらっしゃると思うので、そういう依存症プログラムみたいなものを医療機関とかでできることもあるというふうに聞いています。

○佐々木委員

加害者の人たちは、被害届を出していないと犯罪者として認定されないの、もう何もされていない状態です。

本人たちも苦しんでいる人が多いので、DVでもそうですけど、一旦、暴力があって、被害者と分離して、本人たちは安全なところで生活するようになるんですけど、また同じことを繰り返すというのを、本当に何回でも繰り返している人がいる。そういう現実を見ていると、加害者の人たちも苦しんでいるので、さっき先生がおっしゃいました依存症のプログラムのところは、アルコールとか薬物とかに限定していないというふうに言われていますので、そういうところと情報共有をしていく。DVの世界だけで閉じるのではなくて、いろんなところとつながっていくことがすごく重要だと言われて

私は依存症の勉強をしたばかりですが、3年とかだったらとても短い、8年、10年もかかる、彼らが回復していくのに。そういうタームで支援をしなきゃいけないぐらい重いものだという事をおっしゃっていました。なので、加害側の人たちに対して何が出来るかというよりは、まずはそういった支援をやっているところとつながって、情報を共有して、一緒に支援していくという姿勢であり続けることが大事なんじゃないかということをごちゃごちゃ聞いてきましたので、ぜひやってほしいと思います。被害者がどんどん生まれている現状で、対応に精一杯の現場から見ると、加害者の方々に対してもアプローチするという事は不可欠だと思います。何とかうまく反映させていただければありがたいです。

○藤森部会長 ありがとうございます。

アルコールなどと一緒で、やめ続けることがプロセスであって、完治はしないというふうになっている、非常に依存症独特のプロセスをたどりますので、しかも動機づけ、自分が本当に治りたいとどこまで真剣に思い、何度もスリップして、家族も嫌気が差して、みたいな感じがきつとあることなので、加害者プログラムはそう簡単にはいかないと思うんですが、その開発もしくは受入先を東京都としても少し考えていっていただければなというところです。民間病院でやっていらっしゃるところが多分、何か所かあると思うんですけど、そういうところとうまく、警察から行けと言われて、行ったという人もいますし、広報が足りないのではという気がしますね。

よろしいですか。

○田村委員 加害者プログラムのことについてです。被害者支援をやっていると、加害者プログラムを受けてもらいたいと希望する被害当事者は多いです。でも、受入先がない、加害者プログラムをする支援者が少ない現状があるので、加害者プログラムを本当に進めていくに当たり、被害者支援のための加害者の対応ができる支援者を育成していくというところまで踏み込んでほしいです。やっぱりこの計画は5年間なので、ぜひ入れ込んでいただきたいと改めて思っております。

○藤森部会長 ありがとうございます。

では、次に移りたいと思います。次に、「Ⅲ、ストーカー被害者に対する支援」項番84から93、答申案では50ページから51ページについて、御意見等がありましたら挙手をお願いいたします。

恐らく先ほど申し上げたストーカーのものと、ちかんというのは、出てくる行動は違

うんですけど、心因的なものとしては近いものがあるって、これもやらずにはいられないという強迫性のものがあったりとかするところがあるので、この治療的なものは必ず必要になってくるとは思うんですけども、これをセットとして、御本人がそれをやめたいと本当に思われるかどうかって、無理やり治療のところへ連れてくるのは難しいんですけど、やめたいという意思があるのであれば、受入先をつくっておく、広報をするというのは一つの案だというふうには思います。

法律的に、ネット上のつきまといみたいなものはストーカーという分類に入るんですか。

○太田委員 少なくとも民法上の不法行為とかになりうると思います。ストーカー行為等規制法の対象になるかと言うと、掲示板に書き込むとか、単にネットを使っている、だけじゃ駄目ですね。電子メールの送信とかそういう必要があります。

○藤森部会長 何度も電話したりとか、メールをたくさん送ったりということですね。分かりました。

○田村委員 すみません。SNSのつきまといの話なんですけれども、昨日でしょうか、保護命令の対象にDV法の改正の素案が出てきて、精神的暴力と性的暴力というのが入り、SNSのつきまといということも保護命令の対象になっていく素案が出てきていると思います。

ここの話なのか、前のところの安全確保と加害者対応の部分なのか、保護命令の対象に精神的暴力、性的暴力、SNSのつきまといが入るという辺りを、法律の動きに合わせて入れていっていただきたいです。

○藤森部会長 私も拝見しました。まだなんですよ。

○田村委員 そうです。素案なので、まだどうなるか分からないんですが。

○藤森部会長 今のあれを、時間で調整しながらですよ。

それでは次に、中間まとめ全般、項番103から120について、御意見等がありましたら挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(なし)

○藤森部会長 それでは最後に、パブリックコメントで寄せられた御意見に対する対応以外の御意見を伺いたいと思います。今まで触れられたこと以外で御意見がございましたら、挙手をお願いいたします。

(なし)

○藤森部会長 お時間のほうが参りました。

本日の議論を踏まえ、当部会としての答申(案)を取りまとめていきたいと思ひます。答申(案)の取りまとめについては、時間も限られていることから、部会長の私に御一任いただければと思ひますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○藤森部会長 次に、会議次第3、その他に入らせていただきます。

今後のスケジュール等について、事務局から説明をお願いします。

○菅野課長 事務局でございます。

既に皆様に御案内しておりますが、第3回総会を12月に開催予定でございます。当日は、藤森部会長から部会としての答申(案)について、御報告をいただく予定でございます。総会当日に委員の皆様からいただいた御意見などを踏まえ、答申取りまとめ後、年明け1月に、審議会から知事へ、答申をいただく予定としております。

なお、本日御議論いただきました都民意見及び対応案については、答申の際に答申と併せて公表いたしますが、公表の仕方については会長と相談して決めさせていただきたいと思ひます。そのため、対応案が固まるまでは、委員限りとしていただければと思ひます。

以上でございます。

○藤森部会長 ありがとうございます。

そうしましたら、恐れ入りますが、答申(案)と都民意見への対応案については、私に一任していただくということでもよろしくお願ひいたします。

(異議なし)

○藤森部会長 ありがとうございます。

それでは、これもちまして、東京都男女平等参画審議会、第4回配偶者暴力対策部会を閉会させていただきます。長時間にわたり、ありがとうございます。

(午前11時44分 閉会)